

既存住宅状況調査関連の補助金制度等について（参考資料）（2023年12月時点、事務局調べ）

※この表はインターネット等から収集した情報を一覧にした参考資料です。内容や最新情報については必ず各自治体等にお問い合わせください。

※この表の掲載内容について間違い等があった場合でも、本会は責を負いません。参考資料としてご利用ください。

都道府県	市町村	補助事業名	補助要件	補助対象経費	補助対象住宅	補助対象者	補助金額	リンクURL
青森県	八戸市	既存住宅状況調査（インスペクション）		既存住宅状況調査技術者が行った既存住宅状況調査に要する経費	令和5年4月1日以降に補助対象事業を行う、次の1～4の全てに該当する住宅 1. 市内に所在し、空き家となっている住宅、又は、今後使用する見込みのない住宅（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の1/2未満の店舗等併用住宅を含む。） 2. 居住を目的とする売買に供する住宅 3. 建築確認を受けている住宅（南郷に所在するものを除く。） 4. 売却先が決まっている住宅（売却が決まっていない場合は、宅地建物取引業法に規定する宅地建物取引業者との間で媒介契約書を締結している住宅）	所有者等、登録者、利用希望者	補助対象経費に2分の1を乗じて得た額。ただし、1戸当たり5万円を限度とする。	https://www.city.hachinohe.aomori.jp/soshikikarasagasu/toshoiseisakuka/akiya/13632.html
山形県		中古住宅診断補助事業【インスペクション】		令和2年4月1日以降に行ったもので、国土交通大臣が定める「既存住宅状況調査方法基準」に従って行われた調査。		県内にある中古住宅の売主又は買主（ただし、買主は個人に限る）	調査費用の1/2（上限3万円） ※東根市内の住宅は調査費用の3/4（上限4.5万円） ※公社分譲団地の住宅は調査費用の全額（上限6万円）	https://www.pref.yamagata.jp/tatekkan/data/inspection/R2leaflet.pdf
		中古住宅流通促進事業	県内に自ら居住するために購入するもので、次の要件すべてに該当する住宅 ①令和5年4月1日以降に引渡しを受ける住宅 ②竣工後2年超の住宅又は居住実績がある住宅 ③既存住宅売買瑕疵保険に加入する住宅（詳しくは関連するページをご覧ください。）			自ら居住する目的で、県内中古住宅を取得した世帯に対して補助金を交付する。	住宅ローンの利子の一部相当額 ①移住世帯、新婚世帯、子育て世帯 最大40万円（上限4万円/年×10年） ②一般世帯 最大30万円（上限3万円/年×10年）	https://www.pref.yamagata.jp/tsearch/s/?action=detail&id=2674
山形県	山辺町	令和5年度山辺町既存住宅状況調査費補助制度	空き家バンク（空き家紹介制度）に登録された家屋の既存住宅状況調査に要する経費に対し、補助金を交付します。	補助金の交付の対象となる調査（以下「補助対象調査」という。）は、原則、建築士事務所に所属する既存住宅状況調査技術者が基準に沿って行う既存住宅状況調査とする。	空き家とし、店舗兼用住宅等においては、居住の用に供する部分の床面積が延べ床面積の概ね2分の1以上のものとする。ただし、共同住宅や長屋などの集合住宅の一部のみを売買及び賃貸借するものは除く。	①空き家の所有者であり、当該空き家の売買又は賃貸借契約を締結した者 ②空き家の所有者と当該空き家の売買又は賃貸借契約を締結した者	対象経費の2分の1以内、上限5万円	https://www.town.yamanobe.yamagata.jp/soshiki/5/akiyakaiyoukouvoucyousa.html
山形県	豊上町	豊上町空き家情報登録制度活用購入補助金	下記のいずれかの事業 ・所有者が、空き家を売却又は賃貸するために行う調査士による既存住宅調査 ・利用者が、所有者より空き家を購入又は賃借するために行う調査士による既存住宅調査	空き家の中古住宅診断（既存住宅調査）		所有者又は利用者	調査に要した費用の1/2の額又は30,000円のうち低い方の額	https://town.moga-mi.lg.jp/life/04akiya/01akiya.php
福島県	南相馬市	南相馬市既存住宅状況調査技術者派遣事業		東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所の事故により避難をされた市内の既存住宅の所有者が当該住宅の劣化状況等の調査を希望する場合に、既存住宅状況調査技術者を派遣します。	次の要件をすべて満たす住宅 1. 所有者が帰還、賃貸、売却する予定の市内の旧避難指示解除準備区域に存する戸建住宅（併用住宅の場合は、住宅の部分の床面積が延べ面積の1/2以上のもの） 2. 避難以降居住していない住宅 3. 過去にこの制度による既存住宅状況調査を受けていない住宅	対象住宅の所有者で、市税を滞納していない方	調査費用：無料	https://www.city.inamisoma.lg.jp/portal/sections/17/1730/17302/1/8755.html
福島県	川俣町	川俣町既存住宅状況調査技術者派遣事業	補助対象区域 東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所の事故により、原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第20条第2項に基づく避難指示により設定された、警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域をいう。		事業の対象となる住宅(以下「対象住宅」という。)は、次の各号に掲げる要件にすべて該当するものとする。 (1) 所有者(町税等を滞納していない者に限る。)が帰還等する予定の既存戸建住宅 (2) 補助対象区域内に在り、避難指示以降居住していない住宅 (3) 過去に既存住宅状況調査等を実施していない住宅		第10条 既存住宅状況調査技術者の派遣に要する費用は、川俣町が負担するものとする。	https://www.lg-reiki.net/kawamata/reiki_honbun/c519/RG00001100.html
福島県	浪江町	浪江町既存住宅状況調査技術者派遣事業		原発事故による避難以降居住していない個人住宅の状況調査に技術者を派遣する。	次のすべての要件を満たす住宅 ①町内にある平成23年3月11日以前に建築された戸建て住宅 ②平成23年3月11日以降、何人も居住していない住宅 ③所有者が帰還し居住する、又は賃貸する若しくは売却する予定の住宅 ④申請者に町税等の滞納がない住宅 ⑤過去にこの事業による技術者の派遣を受けていない住宅	町内に戸建て住宅を所有している方（町税等に未納がない方）	15万円まで町が負担	https://www.pref.fukushima.lg.jp/upl/oaded/attachment/574337.pdf
茨城県	笠間市	既存住宅状況調査事業		既存住宅状況調査技術者が行った状況調査に要する費用	図家・空地バンクに登録されている住宅または登録する住宅（補助は住宅1件について、各事業ごとに1回を限度。）	(1)対象住宅の所有者 (2)対象住宅の購入者 (3)笠間市空き家・空地バンク制度の利用登録者	状況調査費用の2分の1以内(2万5千円を限度)	https://www.city.kasama.lg.jp/page/page009460.html

都道府県	市町村	補助事業名	補助要件	補助対象経費	補助対象住宅	補助対象者	補助金額	リンクURL
東京都		(事業者向け) 令和5年度 既存住宅流通促進民間 支援事業 (建物状況 調査・既存 住宅売買瑕疵 保険制度に 関する普及 啓発事業)	民間事業者等が都民や住宅購入者に対して、 不動産売買時やリフォーム時におけるインス ペクションや既存住宅売買瑕疵保険、住宅 履歴等に関する情報発信・普及啓発・相談対 応を行う取組や不動産関係事業者向けに既 存住宅流通の促進に関する普及啓発・研修等 を行う事業を対象とします。		以下の要件に適合するア及びイの経費を予算 の範囲内において補助します。 (1) 補助金の交付決定の日から補助事業 が終了するまでの期間に契約、履行又は取 得、支払いが完了した経費 (2) 使途・単価・規模等の確認が可能で あり、かつ補助事業に係るものとして明確に 区分できる経費 ア 既存住宅を安心して売買する各種制度の 情報発信や普及啓発、相談体制整備に係る 経費 消費者又は事業者向けのセミナー・イベント 開催に係る経費、ホームページの改修経費、 チラシやパンフレット等の作成経費等を対 象とする。 個別の売却物件等を紹介する営業活動や、既 存住宅の流通促進(良質な住宅ストック形 成に関することを含む。)と直接関係のない 内容(住宅の賃貸借等に係る事項など)を テーマ・内容とするものは除く。 ① 使用料等 補助事業の執行のために直接必要となる会 場、物品等の使用料等及び不動産(補助対 象期間を通じ、都内で継続して賃借するもの に限る。)に係る賃借料(共益費を含 む。) ② 需用費 補助事業の執行のために直接必要となる備 品費、消耗品費、印刷製本費、自動車等の 燃料費及び光熱水費(計器使用料等を含 む。) ③ 役務費 補助事業の執行のために直接必要となる郵 便、通信運搬費、広告費及び物品保管料等 ④ 旅費及び参加費 補助事業の執行のために直接必要となる旅 費及びイベント・セミナー等への参加費 ⑤ 委託費 補助事業の執行のために直接必要となる委 託費(各種調査、普及啓発や機運醸成など に係るイベント運営等。ただし、補助事業の主 たる部分を除く。) イ その他 補助事業の執行のために直接必要となる経 費で知事が認めるもの	補助対象事業の対象となる既存住宅は、以 下のいずれかの要件を満たす必要があります。 (1) 既存住宅を安心して売買するための各 種制度(建物状況調査、既存住宅売買瑕疵 保険、住宅履歴情報等)の情報発信や普及 啓発、相談対応を行う取組であること。 (2) 不動産関係事業者に対して、既存住宅 流通の促進に関する普及啓発・研修等を行う 取組であること。	補助金の交付額は、補 助対象経費に補助率2 分の1を乗じた額以内 とします。ただし、1 件当たりの上限は200 万円とし、1,000円未 満の端数があるとき は、これを切り捨てま す。	https://www.iuuta.kuseisaku.metro.tokyo.lg.jp/bunyabetsu/iuutaku_fudosan/shienijygo.html
福井県		空き家診断 への補助		空き家診断(既存住宅状況調査)	ふくい空き家情報バンクに登録するまたは既 に登録している一戸建て住宅の空き家 福井市、敦賀市、大野市、越前市、坂井 市、越前町、おおい町 ※仲介する宅地建物取引業者が(公社)福井県 宅地建物取引業協会の会員である場合、ま た、協会会員が補助対象者となる場合も、 協会の補助(上限25,000円)を申し込む と、市町の補助金と合わせて、最大60,000 円の補助金がもらえます!	補助対象空き家の所有者(購入予定者含 む)	空き家診断費用の2/ 3 上限額 35,000円	https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kenshikuiyutakuka/akiyashindan_d/fii/akiyashindan.pdf
山梨県		山梨県既存 住宅状況調 査普及促進 事業費補助 金	(補助金の対象) 第3条 補助金の交付の対象となる事業(以 下「補助事業」という。)は、次の各号に 掲げるものとする。 (1) 既存住宅状況調査の普及・啓発活動 (2) 既存住宅状況調査技術者が既存住宅 状況調査及び必要に応じてこれに付随して行 う給排水管路の調査(以下「既存住宅状況 調査等」という。)を実施した既存住宅1 戸に対し行う助成金の交付(ただし、一の 既存住宅につき1回とする。) 2 前項第2号の既存住宅は、次の各号のい ずれにも該当するものとする。 (1) 山梨県内に所在する既存の住宅 (2) 居住を目的として、売買に供する一戸 建ての住宅(店舗等の用途を兼ねるもの (店舗等の用に供する部分の床面積が延べ床 面積の2分の1未満のもの)を含む。)	既存住宅状況調査の普及・啓発活動に要する 経費 1 報償費(講師謝金等) 2 旅費(講師旅費等) 3 需用費(消耗品費、印刷 製本費、食糧費等) 4 役務費(通信運搬費、保 険料等) 5 使用料及び賃借料 既存住宅状況調査への助成に対する経費 ・ 既存住宅状況調査費 ・ 附帯事務費		(既存住宅状況調査の 普及・啓発活動に要す る経費) 普及・啓発活動に要し た経費の1/2(50 万円まで) (既存住宅状況調査 費) 既存住宅状況調査等 を行った既存住宅1戸に つき、既存住宅状況調 査等に要した経費の1 /2(5万円まで) (附帯事務費) 既存住宅状況調査等 に係る助成を行う既存住 宅1戸につき2,28 0円	https://www.pref.yamanashi.lg.jp/doc/uments/90283/kizoniuutakuchousafukyuhuojoikin.pdf	
岐阜県		岐阜県空き 家総合整備 事業費補助 金	既存住宅状況調査及び当該調査の 一環として行う調査	補助対象事業に係る経費			補助対象経費の実支出 額に補助率を乗じて得 た額(1,000円未満の端 数が生じた場合は、こ れを切り捨てた額) 補助率 3分の1以内	https://www.pref.gifu.lg.jp/uploaded/attachment/378646.pdf
静岡県		ふじのくに 空き家バン ク		調査費用	以下のすべての要件を満たす住宅が調査実施 の対象となります。 (1)ふじのくに空き家バンクに登録された住 宅 (2)昭和56年6月1日以降に建築に着手した 住宅、または、昭和56年6月1日以前に建 築に着手した住宅で耐震診断を実施した住 宅(耐震性の有無は問いません)	申請方法: オンライン申請のみ 申請者: ふじのくに空き家バンクの登録申 請者	調査費用: 無料	https://akivashizuoka.com/about.html

都道府県	市町村	補助事業名	補助要件	補助対象経費	補助対象住宅	補助対象者	補助金額	リンクURL
愛知県	春日井市	既存住宅状況調査補助金		既存住宅状況調査費	市内にある1年以上使用されていない空き家(床面積の2分の1以上が居住の用に供されていたもの) ※区分所有建物の空き室も含まれます。	次のいずれにも該当する個人(ただし、暴力団関係者でない者に限り) ・空き家の所有者又は補助対象空き家の購入や賃借を予定している者 ・補助対象空き家の所有者の承諾を得ている者(空き家所有者でない場合) ・同一の補助対象空き家において、既存住宅状況調査補助金の交付を受けていない者	既存住宅状況調査費の2分の1(1,000円未満切り捨て) 上限額50,000円	https://www.city.kasugai.lg.jp/shimin/kuurashi/1003661/1003670/1027691.html
三重県	四日市市	四日市市インスペクション補助金			・四日市市空き家・空き地バンク制度実施要綱の規定により空き家・空き地バンクに登録されているもの又は登録を予定しているものであること ・空き家・空き地バンクに登録し、1年以上上掲載するものであること。ただし、成約した場合はその限りではない	・空き家・空き地バンクに空き家を登録した所有者または登録を予定している所有者であること ・所有者が市町村税を滞納していないこと ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でないこと	インスペクションに係る費用(上限8万円)	https://www.city.yokkaichi.lg.jp/www/contents/1611100746423/index.html
滋賀県		既存住宅状況調査(インスペクション)に対する補助金		既存住宅状況調査技術者が既存住宅状況調査方法基準に基づく調査(配管・設備、雨樋などの追加調査、調査結果報告書作成を含む)	以下のAまたはBのいずれかを満たす住宅が対象となります。 A: 市町の空き家バンクに登録されている住宅 B: 市町の立地適正化計画で定める「居住誘導区域」等に立地する住宅 ※災害レッドゾーンに立地する住宅は、上記にかかわらず補助対象外です。	中古住宅の売主または買主(個人が対象、個人事業者を除く。)	事業費の1/2(上限額は5万円)	https://www.pref.shiga.lg.jp/ppan/keidoseibi/zyutaku/315111.html
大阪府	大阪市	空家利活用改修補助事業	・市内にある平成12年5月31日以前に建築された住宅(戸建又は長屋建)であること ・不動産市場に賃貸又は売却用として流通しておらず、3か月以上空家であること ・改修により一定の耐震性能を確保すること、又は耐震性能を有すること ・利活用事例として、大阪府が情報発信することに了承できること ・売却を前提としたものでないこと 上記のほかにも要件がございますので、詳しくは窓口までお問合せください。	インスペクション(既存住宅状況調査)	【住宅再生型】 バリアフリーや省エネといった性能向上に資する改修工事を行い住宅として空家を利活用するもの(改修後の用途:住宅) 【地域まちづくり型】(注)活動団体や活動内容について、区役所との事前協議が必要である。 子ども食堂や高齢者サロンといった地域まちづくりに資する改修工事を行い空家を利活用するもの(改修後の用途:地域まちづくりに資する用途(地域に開かれた居場所等))	・空家所有者、空家所有者の配偶者または一親等以内の親族(親・子) ・空家取得予定者、賃借予定者 【地域まちづくり活用型】 ・非営利団体(NPO法人、社会福祉法人、公益法人等)等	インスペクション(既存住宅状況調査)2分の1(一戸当たり3万円まで)	https://www.city.osaka.lg.jp/toshiseibij/page/0000470652.html
兵庫県		ひょうごインスペクション	売主・買主(個人)の方が補助を受けてひょうごインスペクションを依頼する場合、A又はBのいずれかの方法があります。 A 補助を受けた事業者がインスペクションを申し込む B 登録検査法人の中からインスペクションを依頼する事業者を選び、自ら補助金を申請する				対象住宅のインスペクションに要する経費(税込)に対し、以下のいずれか低い額 a: インスペクション1件当たりの経費(千円未満の端数は切捨て) b: 2万5千円	https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks26/inspection/kojin.html
奈良県	川西町	川西町既存住宅現況調査(インスペクション)補助金			以下の要件すべてに該当する住宅が対象です。 ・町内に所在する既存の住宅 ・空き家バンク登録された住宅		補助対象住宅につき1回限りです。 補助率: 対象経費の2分の1以内(1,000円未満切り捨て) 限度額: 3万円	https://www.town.nara-kawanshi.lg.jp/0009006205.html
和歌山県		わかやま既存住宅状況調査補助金		令和4年4月1日以降に実施した既存住宅状況調査の費用	わかやま住まいポータルサイトに登録された居住用の空き家	空き家の売主または賃貸契約を締結しようとする者	補助額: 調査費用の2分の1(最大5万円)	https://www.pref.wakayama.lg.jp/pref/g/022200/d00210687.html
鳥取県		鳥取県空家利活用流通促進事業補助金【間接】		A: 既存住宅建物状況調査(インスペクション)に要する費用 B: 既存住宅売買瑕疵保険の加入に要する費用 ただし、イに掲げる費用はAに掲げる費用に附帯する場合に限る。	改修前において次のいずれにも該当する建築物 ① 一戸建て住宅又は長屋建て住宅(店舗等併用住宅を含む) ② 1年以上利用がない空き家	以下のいずれかに該当する者 ① 県内に在住する個人(事業完了後3カ月以内に県内に移住するものを含む) ② 県内に主たる事務所又は活動拠点を置く団体 ③ 県内に本店を置く事業者(個人事業者を含む) ④ 県内に所在する住宅を所有する県外在住の個人(相続により取得した場合に限る)	5万円/件(補助率: 県1/2)	https://www.pref.tottori.lg.jp/secure/1276145/sinyou27-51.pdf?page=9
岡山県	岡山市	空家等適正管理支援事業		劣化診断(「既存住宅インスペクション・ガイドライン」(平成25年6月国土交通省策定)に則して行う既存住宅現況検査)	・岡山市内にある一戸建て木造住宅 ・地上階数が2以下のものであること ・空家法第2条第1項に規定する空家等(但し、空家法第14条第2項に基づく勧告を受けた特定空家等は除く) ※空家法・・・空家等対策の推進に関する特別措置法	・空き家の所有者 ・市税を滞納していない者 ・暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者を含む)でない者	劣化診断 6万円(定額)	https://www.city.okayama.lg.jp/kuurashi/0000006215.html
山口県		山口県建物状況調査(インスペクション)等促進補助金	一戸建て既存住宅の売主が、「建物状況調査(インスペクション)」を実施し、「既存住宅売買瑕疵保険」に加入することが要件となります。	○ 国土交通大臣が定める「既存住宅状況調査方法基準」による調査費用 ○ 既存住宅売買瑕疵保険の加入費用 ※補助金交付要綱による	補助金の交付の対象となる住宅は、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、新築後に当該建築物での居住の実態が全くないものを除く。 (1) 山口県内に所在する既存の住宅 (2) 居住を目的とする売買に供する一戸建ての住宅(店舗等の用途を兼ねるもの(店舗等の用に供する部分の床面積が延べ床面積の1/2未満のもの)を含む。) (3) 建物状況調査を実施したうえで、契約日以降に既存住宅売買瑕疵保険に加入した住宅	補助金の交付を受けることができる者は、既存住宅の売主として所有者と売買契約を締結した者とする。売主が事業者の場合には山口県内の本店又は支店からの申請に限る。	上限5万円(補助率1/2) 補助件数: 20件	https://housing-yamaguchi.jp/building-situation-survey

都道府県	市町村	補助事業名	補助要件	補助対象経費	補助対象住宅	補助対象者	補助金額	リンクURL
香川県	高松市	高松市安心あんぜん住宅事業		既存住宅状況調査（インスペクション）補助金	<p>次の要件を全て満たす住宅であること</p> <p>1 交付申請時において、空き家バンクに登録されている空き家又は空き家であった住宅であること</p> <p>2 所有者が補助金の交付を受けてから、3親等内の親族又はこれと同等と認められる者に売却しない物件であること</p> <p>3 別荘その他一時的に使用するものでないこと</p> <p>4 過去に本補助金の交付を受けていない物件であること</p>	<p>1 次の要件のいずれかに該当する者であること</p> <p>(1) 空き家バンクに登録された売却用空き家の所有者（法人、団体を含む）で、補助金の交付を受けた日から引き続き、空き家バンクに3年間登録が可能であること</p> <p>(2) 当該年度に補助対象物件の売買契約を締結し、3年以上居住する意思がある者（個人に限る）</p> <p>2 次の要件を全て満たす者であること</p> <p>(1) 交付申請時において市税の滞納をしていないこと</p> <p>(2) 暴力団員、又は暴力団と密接な関係を有する者でないこと</p> <p>(3) 3親等内の親族又はこれと同等と認められる者から対象物件を購入していない者</p>	<p>・既存住宅状況調査に要する経費の2分の1（限度額：5万円）</p>	<p>https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/smph/kurashi/shi-notorikumi/machidukuri/toshi/compact/yutakana/inspection.html</p>
福岡県							<p>（福岡県内の売買予定物件の場合）</p> <p>→福岡県による補助10,000円または20,000円</p> <p>（仲介業者がいずれかの会員の場合）</p> <p>①（公社）福岡県宅地建物取引業協会</p> <p>②（公社）全日本不動産協会</p> <p>→所属する協会からの補助金10,000円</p>	<p>https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/chuukoijutaku.html</p>
福岡県	北九州市	令和5年度住むなら北九州 定住・移住推進事業（定住・移住促進支援メニュー）			<p>「定住・移住促進支援メニュー」の中古住宅の要件の一つとして含まれている。</p>			<p>https://www.city.kitakyushu.lg.jp/ken-to/07400208.html</p>
佐賀県		佐賀県既存住宅状況調査普及促進事業費補助金（令和3年度の資料）		既存住宅状況調査費	<p>補助対象となる事業（以下、「補助事業」という。）は、次の各号のいずれにも該当する既存住宅状況調査とする。</p> <p>(1) 佐賀県内に所在する既存住宅</p> <p>(2) 居住を目的として、売買に供する一戸建ての住宅（住宅の用途以外の用途に供する部分を有しないものに限る。）</p>	<p>補助金の対象者は、次の各号のいずれにも該当する既存住宅状況調査を行う事業者（以下、「補助事業者」という。）とする。</p> <p>(1) 既存住宅状況調査の経験がない事業者。</p> <p>(2) 佐賀県内に本店を有する宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第2条第3号に規定する、免許を受けて宅地建物取引業を営む者。</p>	<p>（補助率）</p> <p>既存住宅状況調査を行った既存住宅1戸について、既存住宅状況調査に要した経費の100%</p> <p>（補助限度額）</p> <p>既存住宅状況調査に係る助成を行う既存住宅1戸につき66,000円</p>	<p>http://www.saga-takken.or.jp/oshirase/youkou2107.pdf</p>